

(平成23年1月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から50年3月まで

ねんきん特別便が届き、記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。昭和45年2月に、現在の美容室を開業し、申立期間当時は3人の従業員を雇用しながら営業しており、経済的に国民年金保険料の納付に支障はなく、取引先の銀行で納付していた。

このため、申立期間の国民年金保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、申立人は、申立期間の前後の保険料については現年度納付している事実が確認できることから、その時点で時効未到来であった申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、昭和45年に美容室を開業し、申立期間の前後において住所の変更も無い上、申立期間後の国民年金保険料も全て納付していることから、当時の生活環境に変化がなかったものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和31年8月1日）及び資格取得日（32年8月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額について、昭和31年8月及び同年9月を7,000円、同年10月から32年7月までを8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月1日から32年8月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和31年8月1日から32年8月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和30年12月1日に入社してから32年12月30日に退社するまで、A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和30年12月1日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、31年8月1日に同資格を喪失した後、32年8月1日に同資格を再度取得しており、申立期間について被保険者記録が無い。

一方、申立人が自身と同じB職であったとして名前を挙げた者一人（以下「証言者C」という。）から、自身はA社の創業時から勤務しており、申立人は、昭和30年12月1日から32年12月30日までの期間、同社に正社員として継続して勤務していた旨の証言が得られた。

また、証言者Cから、申立期間中、自身及び申立人は、B職としてA社に勤務し、勤務時間や仕事の内容など、労働条件に違いは無く、厚生年金保険に加

入し、保険料も控除されていたと思う旨の証言が得られたところ、オンライン記録により、証言者Cを含む、申立人が自身と同じB職であったとして名前を挙げた者3人は、申立期間を含め、厚生年金保険被保険者資格を継続して有していることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が自身と同じB職であったとして名前を挙げた者3人（証言者Cを含む。）について、昭和31年10月1日に報酬月額算定基礎届が行われ、標準報酬月額が1等級上がっていることが確認できることから、31年8月及び同年9月を30年12月1日の資格取得時の記録である5等級7,000円とし、31年10月から32年7月までを6等級8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付する義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主がオンライン記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る昭和31年8月から32年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、当該期間のうち、平成10年1月、同年3月、同年5月及び同年9月に係る標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から11年10月1日まで
年金事務所に昭和62年1月12日から平成13年6月11日まで勤務していたA社における標準報酬月額について照会したところ、9年10月1日から11年10月1日までの標準報酬月額が、私が所持している給与明細書に記載されている標準報酬月額と相違している記録となっている旨の回答を受けた。

このため、申立期間の標準報酬月額について、保険料控除額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立人から提出されたA社の給与明細書（平成9年10月分から同年12月分まで及び11年2月分を除く。）により、申立期間当時、申立人は、同社における厚生年金保険の被保険者として、翌月控除方式により、給与から厚

生年金保険料が控除されていたことが確認できるとともに、申立期間のうち、平成10年1月、同年3月、同年5月及び同年9月に係る厚生年金保険料控除額が、それぞれオンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に対応する保険料額であることのほか、当該月における給与総支給額が、それぞれ同記録により確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に対応する金額であることが確認できる。

したがって、申立期間のうち、平成10年1月、同年3月、同年5月及び同年9月に係る申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額又は給与総支給額から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料を納付したか否かについては、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 一方、申立期間（平成10年1月、同年3月、同年5月及び同年9月を除く。）のうち、給与明細書が残存している月については、給与総支給額に対応する標準報酬月額及び保険料控除額に対応する標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える額ではないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、給与明細書が残存していない月については、保険料控除の事実を確認することができないところ、申立期間を通じて保険料控除額が一定しているものの、申立期間の大半において、給与総支給額に対応する標準報酬月額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える額ではないことから、これを上回る標準報酬月額に相当する給与を事業主により支給されていたことを認めることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成10年1月、同年3月、同年5月及び同年9月を除く期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成17年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係るA社における標準報酬月額を、平成17年10月から18年9月までは17万円、同年10月は16万円、同年11月から19年5月までは17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人は、申立期間③及び④について、それぞれ標準賞与額5万円、標準賞与額10万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間における標準賞与額に係る記録を、それぞれ5万円、10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間③及び④に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月1日から同年10月1日まで
② 平成17年10月1日から19年6月21日まで
③ 平成17年12月28日
④ 平成18年12月28日

ねんきん定期便を確認したところ、A社における厚生年金保険被保険者取得日が平成17年10月1日となっていることが判明した。給与明細書により、平成17年9月の厚生年金保険料が引かれていることが確認できるので、申

立期間①について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間②の標準報酬月額が、給与明細書から確認できる額と相違していることも判明した。このため、申立期間②の標準報酬月額について正しい額に訂正してほしい。

さらに、申立期間③及び④の賞与の年金記録が漏れていることも判明した。平成17年12月分及び18年12月分の賞与明細書により、申立期間③及び④の厚生年金保険料が引かれていることが確認できるので、年金記録に申立期間③及び④の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により確認できる保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が保存されていないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の該当保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②について、申立人から提出された給与明細書により、申立期間の給与支給額は、少ない時で16万1,650円、多い時で22万1,662円であることが確認でき、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額(15万円)を超えているとともに、申立期間を通じて、17万円の標準報酬月額に相当する保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成19年法律第131号)に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書により確認できる給与総支給額及び保険料控除額から、平成17年10月から18年9月

までを 17 万円、同年 10 月を 16 万円、同年 11 月から 19 年 5 月までを 17 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給与明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録により確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③及び④について、申立人から提出された平成 17 年 12 月分及び 18 年 12 月分の給与明細書により、申立人は、申立期間③において、5 万円の標準賞与額に相当する賞与の支給及び厚生年金保険料の事業主による賞与からの控除が認められるとともに、申立期間④において、10 万円の標準賞与額に相当する賞与の支給及び厚生年金保険料の事業主による賞与からの控除が認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B市区町村）における資格喪失日に係る記録を昭和58年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月1日から同年3月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、C社に勤務していた期間のうち、昭和58年2月1日から同年3月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答が得られた。

昭和44年10月10日に入社してから平成18年4月に退職するまで、D市区町村にあったC社に勤務していたが、昭和58年3月までC社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、それまでの期間については適用事業所であったA社において厚生年金保険に加入していた。

勤務場所が変わることもなく、約36年間、継続して勤務していたことは間違いない上、昭和58年3月1日にC社において厚生年金保険に加入していることが確認できるので、A社における被保険者資格喪失日（昭和58年2月1日）を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和58年2月1日付けでA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、その後、C社において被保険者資格を取得している者5人のうち、連絡先の判明した4人に照会したところ、3人から回答があり、全員から申立人は継続して勤務していた旨の証言が得られたほか、うち1人から、継続して給与が支給されていたので、厚生年金保険料も継続して控除されていた旨の証言が得られた。

また、申立人から提出されたC社における昭和58年2月分の給料支払明細書の保険料控除額及び同社からの回答から、申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

さらに、C社及びA社が会計事務等を委託しているE会計事務所に照会したところ、昭和58年3月1日にC社が厚生年金保険の新規適用事業所となったことから、申立人のA社における被保険者資格喪失届について、同日付けで届出を行うべきであったが、誤って同年2月1日付けで届出を行ってしまった旨の回答が得られた。

加えて、A社からも、当時からE会計事務所に会計事務等を委託しており、申立人の被保険者資格の届出について、前述と同様、事務処理に誤りがあったことを認める旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社(C社)に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された昭和58年2月分の給料支払明細書における保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、申立期間当時、申立人の被保険者資格の届出を提出する際に誤りがあった旨の回答が得られたことから、事業主は昭和58年2月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係るA社における標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月1日から51年8月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和50年10月から51年7月の標準報酬月額が従前の半額以下になっていることが判明した。当時、給料が下がったことはなく、これは何かの間違いと思われるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた申立期間の上司に照会したところ、申立期間において、申立人の労働条件等が変更となった記憶は無く、長期出張や長期休暇等、給与が減少するような原因に心当たりは無い旨の証言が得られた。

また、当該上司から、申立人の具体的な給与の額は不明だが、所属部署によって給与額が大きく異なることは無かった旨のほか、申立期間当時のA社の業績は好調であった旨の証言が得られた。

さらに、申立人が名前を挙げた同期入社と同僚に照会したところ、自身と申立人の勤務条件に違いは無かったと思う旨のほか、申立人の給与が減少するような原因に心当たりは無い旨の証言が得られた。

加えて、同僚の証言から判明した申立期間当時の社会保険事務担当者に照会したところ、標準報酬月額及び控除保険料額については給与の額に見合った届出を行っていた旨のほか、申立人の申立期間における標準報酬月額が実際に半減していることは考え難い旨の証言が得られた。

また、i) A社における被保険者資格を申立人と同日に取得し、申立期間に被保険者資格を有している者 11 人、ii) 申立人が名前を挙げた同僚のうち、被保険者原票が確認できた者 3 人、iii) 社会保険事務担当者 1 人の計 15 人について、申立期間前後の標準報酬月額推移を調査したところ、そのうち、3 人については申立期間に従前の標準報酬月額より 1 等級の減少が見られるものの、それ以外の者については同額または増額となっており、申立人同様、標準報酬月額が従前に比べて半分以下に減少している者は、申立人以外には確認できない。

これらのことを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が名前を挙げた同期入社と同僚が、自身と申立人の勤務条件に違いは無かったと思う旨の証言をしているところ、当該同僚の申立期間における標準報酬月額は、その 1 回前の随時改訂時（昭和 49 年 8 月 1 日）における標準報酬月額と同額であることから、申立人も同様、1 回前の随時改訂時（同年 8 月 1 日）の標準報酬月額である 11 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の代表者等の連絡先も不明であるため、調査が不能であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和48年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年12月21日から49年3月21日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場に勤務していた期間のうち、昭和48年12月21日から49年3月21日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

平成9年6月に退職するまで、数回の転勤はあったものの、A社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人のA社に係る雇用保険の加入期間は、昭和39年3月16日から平成9年6月20日までの期間である旨の回答が得られたことから、申立人が、申立期間中、同社に勤務していたことが確認できる。

また、C企業年金基金から提出されたD厚生年金基金資格取得届（写し）では、申立人のA社B工場における厚生年金基金被保険者加入員資格取得年月日が、当初、昭和49年3月21日となっていたところ、48年12月21日に訂正されていることが確認できるほか、申立人と同様、資格取得年月日が訂正されている者が一人いることが確認できる。

さらに、申立期間当時、A社B工場のE部に勤務していた者及び申立人の上司に照会したところ、申立人は、当時、同社同工場に在籍し、労働組合の委員（非専従）に従事していた旨のほか、正社員であったことから、社会保険には間違いなく加入していたと思う旨の回答が得られた。

加えて、申立期間当時、A社B工場において、申立人と同様、同事業所F部に所属し、厚生年金保険被保険者資格を有していた者に照会したところ、自身と申立人に労働条件の違いは無かった旨の回答が得られた。

また、上記E部に勤務していた者から、申立期間当時、A社では、各工場単位で労働組合の支部が設けられており、支部において労働組合の委員に従事していた者は非専従であり、所属部署に籍をおいていた旨のほか、給与の支給及び社会保険料等の取扱いについて、通常の社員と何ら変わりは無かった旨の証言が得られた。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社B工場に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、C企業年金基金から提出されたD厚生年金基金資格取得届（写し）から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間当時の関係書類が残存していないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月1日から11年10月1日まで
ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成10年10月1日から11年10月1日までの期間における標準報酬月額が、自分の所持している給与明細書と大きく相違していることが判明した。

このため、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を保険料控除額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の給与明細書により、申立期間当時、申立人は、同社における厚生年金保険の被保険者として、翌月控除方式により、給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるとともに、平成10年11月分から11年10月分までの給与明細書に記載されている保険料控除額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に対応する保険料額であることが確認できるほか、当該月の給与総支給額は、それぞれ同記録により確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に対応する金額であることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月

額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料を納付したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の、A社における資格取得日については昭和36年7月17日、資格喪失日については37年7月6日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月17日から37年7月6日まで
年金事務所に厚生年金保険加入記録を照会したところ、A社に勤務した昭和36年7月17日から、記録はあるものの、資格喪失日が特定できないため年金に反映されていない旨の回答を受けた。勤務していたことは間違い無いので、資格喪失日を特定し、申立期間を年金額に反映するように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る被保険者名簿に、申立人と同姓同名であり、生年月日が同一である記録が確認でき、当該記録における資格取得日は昭和36年7月17日となっている。この点について、A社に照会したところ、申立人は、申立期間中、同社に勤務していた旨の回答が得られたことから、当該記録は申立人の記録であると認められる。

また、当該記録には、被保険者資格喪失日が記入されていないが、A社から、申立人は、同社を昭和37年7月5日に退職した旨の回答が得られたことから、申立人のA社における被保険者資格喪失日はその翌日である同年7月6日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA会社に係る被保険者名簿の昭和36年7月の記録から、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月1日から5年6月25日まで
年金事務所標準報酬月額を確認したところ、A社に勤務していた平成4年6月から5年5月までの標準報酬月額が、当時の給与額より低いことが判明した。このため、標準報酬月額を正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、22万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成6年4月30日より後の同年5月26日付けで、4年6月1日に遡及して訂正され、8万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社に係る閉鎖商業登記事項全部証明書により、申立人は、申立期間当時、同社の役員ではなかったことが確認できる。

また、A社の代表者に照会したところ、申立人は、社会保険事務に関わっていない旨の回答が得られた。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成18年1月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月31日から18年1月4日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成17年12月31日から18年1月4日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

平成18年1月3日まで勤務していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された在職証明書（A社発行）により、申立人が平成18年1月3日までA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出された平成17年12月分の給与支払明細書（控）の写しにより、平成17年11月及び同年12月の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

さらに、A社に照会したところ、申立人に係る被保険者資格の喪失届を提出する際、被保険者資格喪失日について、誤って記載してしまったと思われる旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書（控）の写しにおいて確認できる保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、年金事務所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届により、事業主が申立人の資格喪失日を平成17年12月31日として届け出たことが確認できることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から57年3月まで

ねんきん特別便を確認したところ、昭和51年4月から57年3月までの国民年金保険料が、申請免除とされていた。

申立期間については、私のみ継続して国民年金保険料を納付していたはずであり、申請免除の手続を行った記憶は無い。

このため、申立期間の国民年金保険料が、申請免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、国民年金保険料の申請免除手続を行っておらず、申立人のみ継続して保険料を納付していたと主張しているところ、保険料の申請免除は、世帯主又は配偶者が、保険料の納付について著しい困難がある場合のみ認められるものであり、事実、申立期間について、申立人の妻は、当該手続を行っていることが確認できることから、申立人のみ保険料の申請免除を行わず、継続して保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立期間当時、国民年金保険料の申請免除手続は、毎年度行うこととされているところ、申立期間は6年間に及んでおり、その全ての期間について、行政側の^{かし}瑕疵により納付記録が申請免除とされたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、申立期間の保険料を過年度納付又は追納したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当

たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで
ねんきん特別便を確認したところ、昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

昭和40年か41年頃、私がA市区町村役場において、国民年金の加入手続をし、その後、過去の未納期間の保険料を納付するようとの督促状が届いたため、約9,700円をまとめて一括納付した記憶がある。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人には、昭和47年4月1日に、第1回特例納付該当者催告状が送付されていることが確認でき、事実、申立人は、申立期間直後の40年4月から42年3月までの保険料について、第1回特例納付制度（昭和45年7月から47年6月までの期間）を利用して納付したことが確認できるが、これは、47年4月1日時点で、年金受給資格である288か月（24年）以上の納付という条件を満たすために、必要な期間がどれくらいあるかを計算した上で、納付したものと推認できる。

また、申立人は、申立人自身の未納保険料として約9,700円を納付したと主張しているが、仮に、申立人が申立期間を含めた未納保険料を第1回特例納付期間により納付した場合の納付金額と大きく相違する。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 1137

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年10月まで
ねんきん特別便で納付記録を確認したところ、昭和47年4月から48年10月までの国民年金保険料の納付事実が無いことが判明した。

申立期間については、昭和47年4月に国民年金に加入し、継続して保険料を納付していたはずである。

このため、申立期間の保険料の納付事実の確認ができないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直前の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和53年4月10日以降であると考えられ、この時点では、申立期間については、時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和47年4月から平成5年3月まで同一市区町村に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成5年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年4月から平成5年7月まで
年金事務所で確認したところ、昭和63年4月から平成5年7月までの期間について、国民年金保険料の納付記録が確認できなかった。昭和63年4月に、A市区町村役場において妻と一緒に国民年金の加入手続きを行い、保険料については、同役場から送付されてきた納付書により妻が納付した。

このため、申立期間の国民年金保険料が妻は納付済みとなっていて、私の保険料が未納の記録となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、昭和63年4月に自身の国民年金加入手続きと一緒に手続きを行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、仮に、申立人の主張のとおり加入手続きを行ったとすれば、申立人の妻の国民年金手帳記号と同一の「*」の国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、申立人には現在の基礎年金番号となっている厚生年金保険記号(*)以外に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間については、国民年金被保険者資格を有していないため、保険料を納付することはできない。

また、申立人の妻が国民年金に加入した時期は、前の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、平成2年6月22日以降であると推認できることから、前述の申立人の主張は矛盾している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関係資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から39年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月から39年5月まで
年金事務所に照会したところ、昭和36年9月から39年5月までの期間の国民年金保険料が未納の記録となっていた。昭和31年から住み込みで勤務していた「A社」(B市区町村)の社長が、昭和36年に私自身に代わって国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料については、給与から差し引かれていたと記憶している。

このため、申立期間について、未納の記録となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、申立人が所持する国民年金手帳の発行日及び前の任意加入者の国民年金手帳記号番号から昭和42年6月26日から同年7月24日の間と考えられ、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人は、住み込みで働いていたA社の社長が昭和36年に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料については給料から差し引かれていたと主張しているが、仮に、申立人の主張どおり、加入手続きを行った場合、B市区町村の国民年金手帳記号は「*」となることから、申立人が所持する同記号は「*」であることから、申立内容に矛盾がある。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金加入手続き及び保険料を納付したとするA社の社長はすでに他界しており、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料をあとからまとめて納付したことは無いと主張しており、申立期間の保険料を特例納付により納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

その上、申立期間の保険料を納付したことを示す関係資料(家計簿、確定申告書等)が無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、

ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から46年6月まで
年金事務所に照会したところ、昭和36年9月から46年6月までの期間の国民年金保険料が未納となっていた。

私は、昭和36年にA市区町村役場で国民年金の加入手続きを行い、店舗に訪問して来る金融機関の集金人に納付期限ごとに保険料の納付を依頼しており、一回だけ何年か分の保険料をまとめて預けた記憶があるので、申立期間の保険料は納付されているはずである。

このため、申立期間について、未納の記録となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年に国民年金に加入し、保険料については、店舗に訪問して来る金融機関の集金人に依頼して納付期限ごとに納付していたと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から48年6月19日から同年同月23日の間と考えられ、この時点では、申立期間の大半は、時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人と国民年金手帳記号番号が連番である申立人の妻も、申立期間の保険料が未納である。

さらに、申立人が、一回は何年か分の国民年金保険料をまとめて納付した記憶があると主張していることについて、オンライン記録により、昭和46年7月から保険料の納付記録が確認できることから、申立人は、48年6月19日から同年同月23日の間に国民年金に加入した後、48年10月末日までの間に納付可能であった保険料を遡って過年度納付したものと推認できるものの、この時点では、特例納付は行われておらず、申立期間の保険料が特例納付により納付された事情は見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関係資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当た

らない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月から8年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月から8年9月まで

ねんきん特別便で納付記録を確認したところ、平成6年7月から8年9月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間については、美容院に勤務しており、国民年金保険料を納付していなかった。平成9年頃、過去の未納期間の保険料を納付するようにとの通知が届き、申立期間の保険料を遡って分割納付したはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、遡って分割納付したと主張しているところ、オンライン記録により、申立人は、申立期間直後の平成8年10月の保険料を10年12月2日に過年度納付し、8年11月以降の保険料についても、時効直前にそれぞれ過年度納付していることが確認できることから、申立期間については、時効により保険料を納付できなかったものと推認できる。

また、申立人は、平成9年頃に、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、この時点では、特例納付制度は存在しないため、申立期間の一部については、時効により保険料を納付することができない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もわからず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 47 年 1 月 31 日から同年 5 月 20 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B営業所に勤務していた期間のうち、昭和 45 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間及び 47 年 1 月 31 日から同年 5 月 20 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、両申立期間にA社B営業所にC職として勤務しており、厚生年金保険に加入していたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、A社から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者取得確認及び標準報酬決定通知書」の写し及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の写しにより、申立人は、同社において、昭和 45 年 12 月 1 日に被保険者資格を取得し、47 年 1 月 31 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人が名前を挙げたA社B営業所の事務担当者に照会したものの、回答は得られなかった。

2 申立期間①について、申立人が名前を挙げた同僚一人に照会したところ、申立人がA社に勤務していたことは記憶しているものの、詳細な勤務時期についての記憶は無いとしており、申立人の申立期間における勤務状況等について具体的な証言は得られなかった。

また、A社の経理担当者に照会したところ、自身の入社当時、各営業所のC職に係る社会保険関係事務（加入手続の時期の判断を含む。）は、本社が一括で行っていた旨の証言が得られた。

さらに、上記経理担当者から、当時のA社におけるC職の厚生年金保険の加入時期は、勤務状況や職歴を勘案し、入社してから3か月後から6か

月後に加入させていたもので、職員ごとに厚生年金保険の取扱いが異なっていた旨の証言が得られた。

加えて、オンライン記録により、上記回答が得られた同僚一人のA社における被保険者資格取得時期は、自身が証言している入社時期から約6か月後であることが確認できる。

また、申立人の国民年金被保険者台帳により、申立人は、申立期間において、国民年金被保険者資格を有しているとともに、当該期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

3 申立期間②について、同期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚26人のうち、存命中で連絡先が判明した10人に照会したところ、4人から回答が得られたものの、当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用について具体的な証言は得られなかった。

4 このほか、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を両事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 2 月 1 日まで
② 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 46 年 11 月 1 日から 48 年 8 月 1 日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 2 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から 42 年 8 月 1 日までの期間及び 46 年 11 月 1 日から 48 年 8 月 1 日までの期間の標準報酬月額が、それぞれ前後の期間より低い金額となっていることが判明した。

A社に勤務していた期間の給与については、毎年昇給があり、前月分の給与から減額された記憶は無い。

このため、各申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 各申立期間について、A社から提出された「基本給等の一覧表」により、申立人の基本給が毎年昇給していることは確認できる。

一方、上記「基本給等の一覧表」から確認できる申立人の申立期間に係る「月俸」によれば、当該月俸に諸手当を加味すると、オンライン記録の標準報酬月額とに大きな差異は認められない。

また、A社に照会したところ、申立期間に係る申立人の記録については、前述の「基本給等の一覧表」、昭和 45 年 9 月の標準報酬改定通知書及び 46 年 10 月の標準報酬月額算定基礎届しか残存しておらず、申立人に係る保険料控除及び標準報酬月額の決定については不明である旨の回答が得られた。

さらに、オンライン記録により、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日の前後 1 年以内に資格を取得した 28 人のうち、申立人を含む 8 人について、同社に勤務していた期間において標準報酬月額の減額

があることが確認できる。

2 申立期間①及び②について、申立人が名前を挙げた同僚及び申立期間当時にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者で、標準報酬月額が減額が確認できる又は変更の無い同僚のうち、存命中で連絡先が判明した7人に照会したところ、3人から回答が得られたが、申立人の標準報酬月額及び保険料の控除について具体的な証言は得られなかった。

3 申立期間③について、A社から提出された標準報酬月額算定基礎届により、申立人の標準報酬月額が昭和46年10月に従前の10万円から9万8,000円に変更となる届出が、同年8月4日にB健康保険組合に提出されていることが確認できる。なお、昭和46年11月1日に標準報酬月額等級表の改定が行われ、従前の標準報酬月額10万円は9万8,000円となっている。

また、上記標準報酬月額算定基礎届に名前が記載されている申立人を除く4人のうち2人が、申立人と同様、昭和46年10月に標準報酬月額を従前の10万円から9万8,000円に変更する届出が行われていることが確認できるとともに、当該4人のうち、存命中で連絡先が判明した2人に照会したところ、1人から回答が得られたが、申立人の標準報酬月額及び保険料控除について具体的な証言は得られなかった。

4 A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の標準報酬月額を遡って訂正した形跡は無く、不自然な点はうかがえない。

このほか、申立人が各申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1282

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 5 日から 35 年 11 月 19 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 34 年 11 月 5 日から 35 年 11 月 19 日までの期間について加入記録が無かった旨の回答を受けた。

「履歴書」及び「在職期間及び退職手当金に関する証明書」により、勤務していたことが確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「履歴書」及び「在職期間及び退職手当金に関する証明書」により、申立人が申立期間にA社B部に所属していたことは確認できる。

一方、A社に係る適用事業所名簿及び事業所別被保険者名簿により、同社は昭和 34 年 11 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるほか、同事業所別被保険者名簿の「全喪の事由」欄に「全員喪失共済組合加入」と記載されていることが確認できる。

また、申立期間当時、A社に勤務していた同僚のうち、連絡先が判明した 15 人に照会したところ、11 人から回答が得られたものの、申立人の厚生年金保険等の加入に関する具体的な証言は得られなかった。

さらに、C共済組合に照会したところ、申立人の記録は無い旨の回答が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1283 (事案 554 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月30日から33年7月1日まで
② 昭和36年8月1日から41年4月15日まで

生前、夫がA社のB市区町村の店舗に勤務していた昭和32年4月30日から33年7月1日までの期間及び36年8月1日から41年4月15日までの期間について、厚生年金保険の被保険者として認められなかった。

しかし、当該期間中、A社のB市区町村の店舗に勤務していたことは間違いないのに、厚生年金保険の被保険者として認められないことに納得がいかない。

前回の申立てに係る調査及び審議は不十分であると考えられることから、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、オンライン記録により申立事業所の厚生年金保険の新規適用年月日が昭和41年4月15日であることのほか、申立人の妻の証言から判断すると従業員数は5人未満であり、申立期間において、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年10月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人の妻は、前回の申立てに係る当委員会の調査及び審議が不十分であると主張するが、これは委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 4 月 1 日から同年 7 月 16 日まで
② 平成 6 年 7 月 16 日から 8 年 10 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B事業所に勤務していた平成6年4月1日から同年7月16日までの期間及び同社C工場に勤務していた同年7月16日から8年10月1日までの期間について、標準報酬月額が給与支給額と大きく相違していることが判明した。

申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額を保険料控除額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「定期決定通知書」及びA社から提出された「社内経歴」により、基本給が毎年昇給していることは確認できる。

一方、A社に照会したところ、申立期間の厚生年金保険の加入状況及び標準報酬月額の決定について確認する資料が無く、詳しい状況は不明であるが、当時は経営状況が悪く、標準報酬月額が低いのは、賃金カットがあったためだと思う旨の回答が得られた。

また、D健康保険組合に照会したところ、申立人の申立期間における標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額である旨の回答が得られた。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚6人の申立期間における標準報酬月額について調査したところ、そのうち5人が、転勤による資格取得時または定時決定時に、従前より低い標準報酬月額になっていることが確認できるとともに、当該6人に照会したところ、2人から回答が得られたが、申立人の標準報酬月額及び保険料控除について具体的な証言は得られなかった。

加えて、オンライン記録には、申立期間中、申立人の標準報酬月額に、遡及訂正及び取消等の不自然な処理が行われた形跡は確認できない。

このほか、申立期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認

できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月 21 日から平成 2 年 10 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 60 年 1 月 21 日から平成 2 年 10 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、上記期間について、A社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録は、資格取得日が昭和 60 年 4 月 1 日、離職日が平成 2 年 9 月 30 日である旨の回答が得られたことから、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

一方、申立人は申立期間以前よりB市区町村に居住していることから、国民健康保険の加入記録について、B市区町村役所に照会したところ、申立人は、昭和 40 年 9 月に被保険者資格を取得し、59 年 4 月に同資格を喪失した後、申立期間内の 60 年 3 月に同資格を再取得し、平成 2 年 10 月に同資格を喪失している旨の回答が得られた。

また、オンライン記録により、申立人は、申立期間内の平成 2 年 6 月から同年 10 月までの期間において、国民年金被保険者資格を有していることが確認できるとともに、同年 8 月に同年 4 月から同年 7 月まで、同年 11 月に同年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間に被保険者資格を有していた者は、少ない時で 17 人、多い時で 42 人であったことが確認できるところ、同僚から、申立期間に同社に勤務していた者は、多い時で 60 人ないし 70 人であった旨の証言が得られたことから、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期

間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 11 月 1 日から 14 年 7 月 9 日まで
ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた平成 8 年 11 月 1 日から 14 年 7 月 9 日までの期間について、標準報酬月額が実際の給与よりも大幅に低くなっていることが判明した。当時、A社は経営不振で、社会保険料の滞納を解消するために標準報酬月額を引き下げたものであり、不正な処理であるので、申立期間の標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成 8 年 11 月から 10 年 9 月までは 44 万円、同年 10 月から 11 年 7 月までは 47 万円、同年 8 月から 14 年 6 月までは 56 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である 14 年 7 月 9 日付けで、8 年 11 月 1 日に遡及して訂正され、それぞれ 20 万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社に係る閉鎖商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役を務めていたことが確認できる。

また、申立期間当時のA社に係る滞納処分票により、社会保険事務所（当時）が、同社の代表者である申立人と、保険料納付についてのやりとりを行っていたことが確認できるとともに、年金事務所が保管していた、同社の適用事業所全喪届には、申立人のものと思われる筆跡で、「全喪後の連絡先」欄に、申立人の住所、氏名及び電話番号が記入されている。

さらに、申立人は、滞納社会保険料の納付について、社会保険事務所に数回出向いて相談した旨及び実際に標準報酬月額の遡及訂正の届出を行ったのは自身ではないが、処理を行うに際し、事前にその旨を告げられ、同意したと主張している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が行われることに同意しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立

人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。